

改 正 案	現 行
<p>（法定相続分）</p> <p>第九百条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。</p> <p>二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする。</p> <p>三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の三とし、兄弟姉妹の相続分は、四分の一とする。</p> <p>四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。</p>	<p>（法定相続分）</p> <p>第九百条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、<u>嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、</u>父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。</p>